

中世仮名資料の句読点について

——高山寺経蔵の片仮名交り文について——

金子 彰

目 次

- 一、仮名資料の句読点研究
- 二、高山寺蔵本の句読点
- 三、高山寺山外本の句読点
- 四、むすび

一、仮名資料の句読点研究

文章を書記する際、そこに打たれる句読点については、古くから多くの発言が見られる。江戸時代には、桂庵⁽¹⁾、貝原益軒⁽²⁾、太宰春台⁽³⁾、桂山義樹⁽⁴⁾等の発言がよく知られている。又、明治以降は、政府の文教施策の一環として、種々の句読法の案が、世に示されている。更に近年、国語学の問題として、句読点について、いくつかの研究が発表されている。⁽⁵⁾ 管見に入つたものを中心に、近年の句読点研究をまとめてみると、大きく二つの傾向に分類される。

一、各時代の諸文献に見られる句読点の実態と、その変遷の跡を論じたもの。⁽⁶⁾

一、国語問題の一つとしての発言や、近代の文学作品等を、句読点を解明の糸口として、諸作家の特性を、文体論的に論じたり、心理学的に論じようとしたもの。⁽⁷⁾

特に、右の前者の諸研究によって、我が国の句読点の歴史が解明されて来た。ただ、今まで主に研究されて来た資料

は、漢文の訓読に際して用いられた訓点の一つとして句読点であった。又、仮名資料に於ける句読点研究も、室町時代以降、特に江戸時代を中心とした近世の諸資料が主であった。仮名が発生し、流布、定着していく、平安時代以降の院政・鎌倉・南北朝時代の、中世前半の仮名資料に見られる句読点研究は、未開拓のまま置かれて来たのが現情である。そして、以下の小林芳規博士、宇野義方氏、土屋信一氏の三つの発言に代表されるように、現段階での句読点研究の到達点は、今後の研究の進展に待たれる問題の多いことを示している。

「文章を書記する時に文字と一緒に施す符号として用いる句読点は、伝統的な仮名文では普通行わず、室町末期のキリシタン版や江戸時代のオランダ翻訳書に見られ、江戸時代の板本にも句読点を用いたものがあるが、現行の方式とは異なっており、一般には明治以降になってから用いられる。それも当初は(a)全く用いないもの、(b)部分的に施すもの、(c)文末に「、」又は「。」だけを施すものなど様々であった。」(傍線筆者)

「ところで、漢文とは違つて、和文の方は、古くは句読点を打たなかつたようである。古写本や、その写真版などを見ても、そのことは知られるであろう。それでは、初めて句読点を打つたのが、いつであり、どの文献であるかについては、ここでは明らかにできないが、目についたものをいくつか、次に挙げてみよう。」(傍線筆者)

「漢文訓読文から仮名文へ、句読点がどのようににはいつてきたか、キリシタン資料や近代の翻訳文を通じて、欧米の句読法がどのような影響を与えてきたかの実証的研究が期待される。長く句読点が重視されなかつたのは、漢字仮名交り文では漢字が読点の役目を果している面もあるためで、漢字仮名の使い分けとの関連も考慮しなければならぬ。」(傍線筆者)

右の傍線を引いた中で、特に

「句読点は、伝統的な仮名文では普通行わず」

「和文の方は古くは句読点を打たなかつたようである」

は、今後の資料調査にその解明が、待たれる所が大きい。

次章で見る如く、確かに仮名資料全体の中から見ると、句読点が見られる文献の数は、少いものではあるが、それでも、皆無ではない。少ないながらも中世前半の句読点が差されている仮名文献を調査することによって、如何なる場合に、如何なる目的と方法で、句読点は差されるのであろうかという問題が明らかになつて行こう。

筆者は、鎌倉時代語研究の一環として、右の問題を解明すべく、句読点が差されている文献について、少しの口頭発表⁽¹¹⁾を行つて来た。本稿は、その中の、左記に題したものについて、報告しようとするものである。

「高山寺経蔵片仮名交り文に見られる句切り点について」⁽¹²⁾

二、高山寺蔵本の句読点

洛西梅尾高山寺経蔵は、約一万一千五百点を数える⁽¹³⁾とされる。この高山寺経蔵の全体像は、高山寺典籍文書綜合調査団編の目録四巻と、その索引とから伺うことが出来るが、更に詳しくは、左記の論考によつて、経蔵の特質を知ることが出来る。

築島 裕「高山寺経蔵古訓点本の調査研究——古訓点研究の方法についての一試論——」(『国語学』109、昭和52年6月)

同 「高山寺経蔵の平安時代の典籍について」(『高山寺資料叢書別巻』『高山寺典籍文書の研究』、東京大学出版会、

昭和55年12月)

小林芳規「高山寺経蔵の鎌倉時代の典籍について」(同右)

奥田 勲「高山寺経蔵の室町・江戸時代の典籍について」(同右)

この、「中心を成すのは、平安後半期から鎌倉時代に至る古写本類であり、内容は大部分が仏教関係聖教類である」⁽¹⁴⁾経蔵中の、仮名資料について、特に片仮名交り文について、以下、句読点の見られる文献を報告して行く。

時代	平安時代写	院政期写	鎌倉時代写	南北朝期写	室町時代写	江戸時代写	計
仮名交り文書	34	118	1686	46	70	439	2393
句読点本	0	2	9	0	0	61	72
山外本 句読点本	0	0	3	0	0	0	3

で、非常に貴重なものと言えよう。

院政期の句読点資料 (句読点例は抄出。漢字、仮名も現行の字体に直す。/印は改行を示す。)

1 念誦次第 (高山寺聖教類第二部235号) 一卷、

天養元年(一一四四)書写、片仮名交り文を含む、朱点(句切点、声点、院政期)、墨点(仮名、声点、院政期)
(奥書) 天養元年十一月七日於稻荷下宮受/師説畢法枕絹衣一領也/沙弥経俊本

小林芳規編「高山寺経蔵片仮名交り文書目録」(昭和57年度文部省科学研究費(総合研究(A))「高山寺所蔵の典籍文書の研究並に『高山寺資料叢書』の編纂」研究報告論集、高山寺典籍文書綜合調査団編、昭和58年2月)

よって、片仮名交り文書のリスト⁽¹⁵⁾が作成されており、これによると、各時代の片仮名交り文書の数は、以下の通りとなる。更に、現在までに調査の機会を得て、拝見した句読点を含む文献の数を合せて掲げてみると以下のようなになる。

この表から伺われる多量の鎌倉時代の仮名文献の数は、「高山寺における教学活動が、明恵上人とその弟子達を中心として、鎌倉時代に盛行したという、高山寺の歴史から見て、当然⁽¹⁷⁾」と言えるものであり、院政・鎌倉時代の11点の句読点資料も、従来の研究で十分に明らかにし得なかった、初期の句読点の様相を知ることが出来る点

○合掌シテ・ヒトサシノ。以中指・カラミカクセ・(65行)

○小指(ミビレケチ)ニヲカ。ミテ・クスシ中指ヲカゝメテ・ヲゝユヒヲニキリコメテ・以子フタツラサシアハセテ・ユルカセ・三度(71〜72行)

○左右小指ヒトサシヲ合テ・クスシ中指ヲゝリカゝメテ・フタツノ大指ニテ・オスナリ(103〜104行)

○次 燈明印 右手作拳大指ニキリコメヨ・ヒトサシヲ立動三度(115〜116行)

尚、この『念誦次第』は、大半が漢文の箇所であり、そこに見られる句読点は左記の如くである。句点と読点とにあたるものは二つとも、行の真中の位置に差されている。

重ネテ願ハク・本尊聖者・四大菩薩・諸眷屬等・各ノ・還シテ念ニ本誓一・照シテ身子クワン再誠之志一・如ク願ノ・无遍悉
地令成就円満給・(61〜62行)

2 諸発願等并咒願等 (第四部八七函第69号) 一帖

院政期写、片仮名交り文を含む、朱点(片仮名交り文のみに声点を附す、句切点)

(15丁才2) ツミノフカキコトヲオモヘハ・大海

3 タトキニアラネトモミチノ仏内

4 ヒカリヲヤハラケ給ヘハ・ツユハ(ミビケチ)

5 カカリモ残ヌモノナリケリ

6 トカノツモレルコトヲ云ハ

7 須弥又タトヒニアラネトモ

8 ヤマ吹風ヒトタヒ吹ケハ

中世仮名資料の句読点について

9 チリハカリトミマラヌ

(15丁ウ1) タフトカリケリ

本文献は、最末尾二帖に、この様な呪願文が附載されており(声点は省く)、その二箇所、読点にあたるものが行の真中の位置に差されている。漢文の箇所は無点である。

鎌倉時代の句読点資料

3 神供作法 (第四部八七函第2号(3)) 一卷

鎌倉時代延応二年(一二四〇)写、仁真筆、片仮名交り文を含む、朱点(句切点、声点、鎌倉中期)

(奥書)本記云／上覚房上人奉伝泉州阿闍梨御房源／御口伝也貞永元年四月廿三日書之／求法沙門定真／延応

二年七月十三日伝書之 仁真之

○口云以右手十二本ノ幣ノ内一度ニ二本ツ、取テ、丑寅辰巳未申戌亥ニ柱ヲマタケテ左右ニ立之、又内ノ左右ニ二本ツ、立之、都合十二本也。(4〜7行)

○右ノ五指ヲノヘテ・中指大指ヲチツ捻シテ・頭指ヲモテ三度召之ヲ真言曰(19〜20行)

○何箇日之間・護尸ノ行法ヲ令修一然則十二天等各還念悲願一此壇場ニ来臨影向シテ・所設ノ妙供ヲ哀愍納受テ・行法之間無障某二世ノ悉地ヲ令成就給へ。

(24〜28行)

本文献は、その奥書から定真の書写本を仁真が書写したものであることがわかる。句読点は、漢文の句読点と同様に読点が真中、句点が右寄せで差されている。又、助字を主とした片仮名の小字書に従って、読点であっても右寄せで差されてもいる。

4 順逆加持作法 (第II部21号) 一卷

鎌倉時代仁治元年(一二四〇)写、定真筆、片仮名交り文を含む、朱点(句切点、反点)

(奥書) 仁治元年十月之比依或人之御不審記之ノ定真字時年六十七可哀之

○護身法畢覆塗香蓋ヲ次取念珠ヲ之援取灑水蓋ヲ結三古印ヲ當水器ニ次軍茶利ノ小心真言ヲ加持セヨ廿一反・左持
數記之次ニ字加持廿一反逆次ニ字加持順攪之其後器ノハタニ四五席叩之灑之有ニ説先自身次壇上供具 次壇場
内外・先從東北角起首云々 (25~30行)

本文獻は、大半が漢文であり、右に示した箇所には、片仮名交り文を含んだものが見られるものである。漢文の句読点と同様であり、左傍は返点、右寄せは句点、真中は読点を示している。

5 東寺長者人作法 醍醐

(第一部224号) 一卷

北斗祭文次第事

〔東寺長者人作法 醍醐〕

鎌倉中期写、仁真筆、片仮名交り文を含む、朱点(ヲコト点・東大寺三論宗点、鎌倉中期)

(本奥書) 醍醐権僧正勝覺伝賢覚法眼記之

(奥書) 仁治三年六月十七日奉伝之 仁真

○息災西壁ニ付テ北ニ向也。益西北壁ニ近塗之壇東切懸タリ。但伴僧參道也・仍壇後許ハ切懸ヲ立也。 (34~36行)

○例御衣・初夜・後夜・二時加持之御衣加持後別発願・五大願シテ加持香水也。白桶ニ入テ布ヲモテ結之。 (29~31行)

仁真筆で、一卷の中には二点のそれぞれ別の文獻が合綴されている。この「東寺長者人作法 醍醐」は、大半が漢文の箇所であり、そこには、東大寺三論宗点のヲコト点が付点されている。そして、部分的に、片仮名交り文が含まれており、

中世仮名資料の句読点について

漢文の句読点と同じ、右寄りが句点、真中が読点を示している。

〔北斗祭文次第事〕

鎌倉時代寛元元年（一二四三）写、仁真筆、片仮名交り文を含む、朱点（仮名、句切点、鎌倉中期）

（奥書）寛元々季八月十日伝書畢 仁真之

○礼盤行者居之修之。修行已前ニ礼盤之外列壇前敷ノ半疊行者立半疊之上以幣向北方拜壇此方置之。如是七度拜也。是供七星也。幣ノ紙ニハ上品紙一帖ノ用之凡七星幣七也。故紙七帖用之。幣クシノ長ハ六七尺ニシテ極長シテ付之。壇ノ外ニ大幕引之惣ノ行面二間許ツ方ニ引之也。毎月七日廿二日行之此日此下故也。（16〜22行）

本文献は、最初からこの22行までに句読点が見られ、この後の行数には見られない。大半の部分を示める漢文に差点されたものと同じ句読点を示している。但し、ここで見られるのは、右寄りに差された句点のみで、左寄りに見られる返点以外には、本文献中に読点に当たるものは見られない。

6 龍供作法（第II部302号） 一卷

鎌倉中期写、仁真筆カ、片仮名交り文を含む、朱点（句切点、返点、鎌倉中期）

（本奥書）於今次第者先徳未記委細而先師僧正此勤修ノ時愚身勤此役仍巨細伝受之間書記之也不可披露ノ権大僧都 荣然ノ寛元五年正月廿七日任僧都御房ノ御教訓草之定真拭老眼清書之ノ可哀之于時七十四

（別筆）正応五年（一二九三）九月十五日奉伝受之 増真

○於闕伽井向北方修之。以闕伽井龍穴ト習故也。若佛舍利ヲ入ル、事アラハノ以闕伽井龍穴ト習之時ハ可入闕伽ノ井也大僧都御房成尊以闕伽井ノ令修龍供給之由古キ正伝ニ見タリノ自身五日夜至于第七日三夜修之云（7〜12

行)

本文献も、大半の漢文の中に、片仮名交り文を含んだ箇所が見られるものである。漢文に差点されたものと同様、句点は右寄せ、読点は真中に差されている。筆者は、筆致等から仁真である可能性が高いが、その奥書等による確証はない。

7 北斗祭文次第口伝 (第四部一二四函第13号(2)) 一通

鎌倉中期写、片仮名交り文を含む、朱点(仮名、句切点、返点、鎌倉中期)、墨点(仮名、声点、鎌倉中期)

○小野流ニハ、一切星供者以祭文次第行之。件祭文次第ノ者小野僧正仁海為權僧正範俊之誕生之時為彼ノ所ノ作此次第自行星供ヲ給云々(オ3〜5行)

○立半畳之上以幣ノ向北方拜壇此方置之。如是七度拜也。是供七ノ星也。幣ノ紙ニハ上品紙一帖用之。凡七星斯ノ幣七也。故紙七帖用之。幣クシノ長ハ六七ノ人ニシテ極長シテ付之。壇ノ外大幕引之ノ惣行面二間許ツ方ニ引之也。毎日七日。廿二日ノ行之此日北斗印故也。(ウ2〜8)

本文献も大半の部分をしめる漢文に差点されたものと同じ句読点が見られる。但し読点にあたるものはなく、右寄せの句点と、左傍の返点があるのみである。

8 聖天法次第残簡 (第四部一四六函第6号) 一卷

鎌倉中期写、片仮名交り文を含む、朱点(声点、句切点、鎌倉中期)、墨点(仮名、鎌倉中期)

○油ハ只例人アムル湯ノアツサ許也。但浴油ノ時マテアレハスコシヌルケレハオシハカリ又只塵許アツクアタムルナリ云々

○浴油ノ後^チ・供羅葡根[□]ヲ即^テ天^ヲ從^テ油^ヲ奉^テ上^紙ヲ奉^テ覆^フ後^佛眼^等念誦^如常[。]
 ○發遣時ニ油ノタラノ中^{ヨリ}取出^シ奉^テタラノ^ノオクノ本座^ニ奉居^也云[。] 礼境ナントラ居^テ其^ノ上^ニ奉居^也若^ハ七
 ケ日^{ナド}日^来如此^毎日^ニ二時^ノ奉^テ供^テ七ケ日^ノ之後^淨器^ニ沸湯^ヲ奉^テ浴^以

本文献は、右寄せで句点、真中で読点を示す句読点が見られる。但し、片仮名交り文の箇所には於ても、仮名の部分には句読点が見られず、漢字の部分に集中して差されている。

9 受法用心集 (第四部186函第14号(1)) 一帖

鎌倉時代正和二年(一一三三)写、定遍筆、片仮名交り文、朱点(仮名、句切点、鎌倉後期)

(本奥書) 弘安四季^丁後七月廿日於高野ノ山金剛院以或人本書写了ノ佛子恵海

(奥書) 正和二年二月比書写了ノ弟子定遍

○宗ノ三宝成リウシナフテ・悪ノ魔タヨリヲエ・国土ノ人民法ヲノ傍シテ・自業ノ感果身ヲセムル故也・ノ又鼓城^{ハウ}寺
 ト云寺ニ・嵩^{シユ}ノ法師トイフ人アリケリ・佛ノ御ノ智恵モナラ・無常ヲマヌカレスト・ (52ウ14〜53オ2行)
 ○問越三摩耶ト申名字ノコ、ロハナニト申事ソヤノ答越三摩耶ノコト・ヨクくアキノラメテ・初心ノ人ヲシテ・
 アヤマノリナカラシムヘシ・越三摩耶トイハ・天竺ノコトハナリ・唐土ニハコレヲノ誓願トナツク・誓願トイハ・
 佛ノ御ノチカヒナリ・コレニ越ノ字ラクワヘテ・ノ越誓願トイヘル・越ノ字ヲ・コフルトヨムユヘニ・誓願ヲコユ
 トイフコトナノリ・(28丁ウ10行〜29丁オ2行)

本文献は、句点、読点にあたるものを、真中の位置に差している。

鎌倉後期写、片仮名交り文、朱点(句切点、合点、鎌倉後期)

○問今此三部□蘭經等部類八ノ十余卷・皆偽經謀説ナルカ故ニ・本ノ寺ノ真家ニ年来・聞ヘラハリヌ・シノカリトイヘトモ・此法ノ修行悉地ノ体・真言ノ即身成仏ノ旨ニ相ノ応セハ・非儀經教ハ本説無ト為ノトモ・其法ヲハ相伝ニヨリテ修行ノセンニ・ナンノトカ、アルヘキ・縁覚ノ行儀ヲマナヒシ獼猴・ツイニ聖ノ果ヲ證シ・念佛ノ口マネラセシノ鸚鵡・舌ノサキヨリ蓮花ヲ生シキ (1丁オ1行〜11行)

本文献も、句点、読点にあたるものを、真中の位置に差している。

以上、11点を整理一覧すると次頁如くになる。

漢文の訓点の句読点の影響とそこからの独立












高山寺経蔵の片仮名交り文の句読点文献を見ると、漢文の訓点の差点方法が、そのまま各文献の片仮名交り文の箇所にも見られることが、特質として浮びあがってくる。(前記2を除く1〜8の文献)これは、片仮名交り文の発生と大いに関連するものである。

片仮名交り文の源流については、春日政治博士の高説⁽¹⁸⁾をはじめ、築島裕博士の説⁽¹⁹⁾がある。築島博士は、片仮名交り文の起源及びその後の系統について、次の三点にまとめられている。

第一は、漢文の訓点に発するもの

第二は、宣命体の系列をひくもの

第三は、漢字が極めて少なく、片仮名が多数を占め、又、片仮名の字形が漢字と殆ど同じ大きさのもの

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
鎌倉後期	鎌倉時代 正和2年 1313	鎌倉中期	鎌倉中期	鎌倉中期	鎌倉中期	仁治元年 1240	鎌倉時代 延応2年 1240	院政期	院政期	書写年代
	定遍			仁真 カ	仁真 仁真	定真	仁真		経俊	書写者
片仮名文	片仮名文	片仮名交り文を含む	片仮名交り文を含む	片仮名交り文を含む	片仮名交り文を含む	片仮名交り文を含む	片仮名交り文を含む	片仮名文(誦願文)	片仮名交り文を含む	片仮名交り文の種類
										
漢文無し	漢文無し	漢文に差点	漢文に差点	漢文に差点	漢文に差点	漢文に差点	漢文に差点	漢文に無点	漢文に差点	漢文の訓点の有無
										

高山寺経蔵の1〜8（2を除く）は、右の第一のグループに属するものであり、

「漢文の訓点の体裁を模したものであって、片仮名を小字に記して右に寄せたり、漢文の語序に近いことが特徴で、返点やヲト点などを併用したものが多くことなども、この類だけに見られる所である。」（注19、277頁）

ものである。この段階では、片仮名そのものが、漢文の訓点の一環として位置づけられるものである。従って片仮名交り文中に見られる句読点も、当然、漢文の訓点の影響下に置かれているものである。

所が、9と10は、第三のグループに属するものであり、これは、漢文の訓点とは別系統に位置するもので、そこに見られる句読点は、漢文の訓点の一つとしての句読点の影響は見られないものである。漢文の訓点から脱却した、独立したものである。この句読点であることが出来よう。

高山寺経蔵の片仮名交り文の句読点は、漢文の訓点の影響下にある文献と、そこから脱却して独立した形のものとの二つが存在しているわけである。

各時期に於ける差点位置の変遷

わずか11点の文献ではあるが、各時期と差点位置とは傾向が伺われるようである。

院政期 Ⅱ句点と読点とを位置によつて区別していない

鎌倉中期 Ⅱ句点は右寄せ、読点は真中と、位置の区別が見られる

鎌倉後期 Ⅱ句点と読点とも同一位置である。

前で見たと如く、1〜8（2を除く）は、各文献の漢文の訓点の影響下にあるものである。その中でも、院政期のものは、句点と読点とを位置によつて区別せず、時代が降つた鎌倉中期のものが、位置の違いで区別している実態は、左で説かれるように、漢文の訓点に於ける句読点の変遷の跡から見て、当然のことと言えよう。

「漢文訓読の世界では、時代を経るに従って句点と読点との分化が生じたが、それは符号の形態そのものを変えるのではなく、施す位置の違いによって区別した。位置の違いで機能を分けるといふ発想は、ヲコト点と共通のものである。句読点がヲコト点の一種であったことからすれば当然といえよう。」(注6、小林論文25頁)

そして、鎌倉後期写の9・10が、句点と読点とを位置によって区別していない事は、漢文の訓点の影響を脱した結果のあらわれと見れば納得のいくところである。中世片仮名資料の句読点は、漢文の訓点の影響下にあつて、未分化から分化へ、そして漢文の訓点からの脱却、独立へと移って行くようである。

句読点の差点者について

経俊、定真、仁真、定遍の名が見える。ここでは、高山寺経藏中、多量の文献を書写している定真と仁真とについて触れてみる。

高山寺に於ける明恵上人はじめ同行の弟子達が、積極的に片仮名交り文を書写し、その多くを今に伝えていることは、よく説かれる所である。中でも定真と仁真の書写したもので、高山寺経藏に現存しているものは、次の如き数にのぼる。⁽²⁰⁾

仁真	定真		
68	71	東大寺三論宗点	ヲコト点使用
3	19	円堂点	
43	111	の仮名	
4	19	句点等	
54	196	片仮名交り文	
66	184	無点体	
238	600 (110)	計	

()内は定真本と推定されたもの。

鎌倉時代の典籍全体七千七百六点の中で、定真本は一割弱の多きを占める。しかも片仮名交り文は、その中でも三割強の多くを占めている。定真の片仮名交り文の文献を教学上の系統という点を考慮して次の如く分類された小林博士に従うと、句読点を含む4の文献は、自草の備忘等に属することになる。

第一は、勸修寺の、興然（又は榮然）の書本を書写したもの

第二は、明恵上人の講義・談話等の聞書

第三は、自草の備忘等

定真は片仮名交り文を右の如く多く記しているのではあるが、そこには、句読点はほとんど見られず、見られるものも、同書所載の漢文の訓点の意識のもとで差されているのみである。

定真の弟子仁真もまた、定真に次いで多くの文献を書写している。仁真書写本のおよそ二割強が片仮名交り文であり、その54点中、4点に句読点が見られる。このように複数の文献に句読点が見られるのは、仁真だけであるが、この4点は、いずれも、漢文の訓点に関連するものであり、仁真が片仮名交り文に積極的に句読点を差そうとする意識があったかどうかは、尚、疑問とせざるを得ない。

三、高山寺山外本の句読点

高山寺旧蔵、山外本の句読点については、三点が現時点での知る所である。

11 光明真言土沙勸信記 二巻 大東急記念文庫現蔵（財団法人大東急記念文庫 33 / 18 / 2 / 166号）

鎌倉中期写、高山寺朱印、片仮名交り文、朱点（仮名、声点、句切点、鎌倉中期）

（奥書）（別記巻末）

安貞二年極月廿六日 午時 / 於高山寺禪堂院草庵記之了 / 真言行人高弁

中世仮名資料の句読点について

○光明真言ノ土沙トマウスハ・一切如来ノ大秘ヒ密ミツ法ナリ・マツ光明真言ハ・世間ニル流布フシテ・在家出家ノ人ヒト持チ
上濁念シマシマス・コレ一切ノ諸仏菩薩ノ通用ツウヨウノ秘密真言ナリ・一切ノ諸仏トマウスハ・ミナ五仏ニヲサマリマ
シマス・五仏トマウスハ・大日ア・阿シユク・宝ホウ・生シユク・阿弥陀ホウ・不空成就仏クウシヤウシユナリ・(2〜8行)

本書は、明恵上人の撰述であり、選述時は、卷上・卷下が安貞二年(一二二八)十一月、別記が同十二月である。本書の筆者は、明恵上人本人であるかは断定できないようである。書写年時は、表記その他から鎌倉中期と思われる。句読点は、句点・読点とも、行の真中に差されてる。

12 解脱門義聴集記 金沢文庫現蔵

未だ、現本の調査の機会を得ていないが、納富常天氏「解説門義聴集記解題」(金沢文庫研究紀要4 昭和42年3月)によれば、本書は、明恵述、明恵の高弟高信の編と言う。

○具ニハ・阿蘭若ト云・此ニハ無誼雜ト云也・今蘭若ト云ハ・略梵語ヲ用ル也・其例ハ云々・凡ソ梵語ハ・思ニ不似・事モ有リ・是モラント云ニ・アノ音ヲ入レテ・タヽ蘭若トモ・云ト云ツヘキ也・云々

右に引用した、納富常天氏の校訂の凡例に「一部分を除き図版二のごとく、朱による句読点が文字と文字の真中に施されている」とある。句点、読点ともに同一位置に差されている。

13 釈迦如来念誦次第 一帖 天理図書館現蔵 (188.イ39号)

鎌倉中期写、全文片仮名書き、朱点(声点、区切点)、表紙に方便智院朱印、粘葉装析型、白斐紙、無界、表紙共に

○シヤカニヨライ・ネンシユノ・シタイ／マツ・タウチャウニ・ムカハント・ヲモハントキ・／テラ・アライ・ク
チラ・ストキテ・スナハチ・ラム／シラ^{ミダヒ}／シユウシテ・シヤウエラ・カチシテ・キラ／ハテ・ツカウラ・テニ・ヌ
テ・サムミツ・シヤウサンコウ・／（1〜5行）

本書は、釈迦如来念誦次第を全文片仮名書きにしたものである。高山寺経蔵には、釈迦如来念誦次第の訓点本が8本現存している。これら訓点本と天理図書館蔵の全文片仮名書き本との、句読点の施点方法は異っている。しかも、他の句読点資料と異なるのは、その差点位置が、橋本文法で言う所の文節の位置に差点されていることである。そして、それは真中の位置に差されている。（文節位置施点の仮名資料については、別稿で述べる）。本書の加点者が、如何なる手段と意識のもとで、文節位置にこの点を打ったのか、現時点では十分説明出来ない所である。

以上、高山寺山外本は、三本とも鎌倉中期か、あるいはそれ以後の書写に係ると見られるものであるが、三本とも、差点位置は、字間の真中の位置である。高山寺経蔵本の9・10という新しい時期の書写本と同様の、漢文の訓点の句読点とは関連の薄いものが山外本の句読点であろう。しかも、12番の如き、文節位置差点の出現などは、完全に訓点の句読点とは別の系統のものであるようである。

四、む す び

本調査は、『高山寺経蔵典籍文書目録』全四巻に掲載された片仮名交り文、あるいは片仮名交り文を含むと記された文献中、句読点があるとされたものを直接行ったものである。目録に句読点があると記されながら、その箇所を捜し得なかったものもあり、今後、再度の確認の調査の機会を得て、補正に努めたいと念じている。

又、書写年代は確かに鎌倉時代ではあるが、句読点のみが、後世の江戸時代の差点である次に示すような文献もあり、

句読点が、本文と同一時期、同一書写者の加点であるかどうかの確認検討も、重要な問題として残っている。

求聞持 一卷 (第I部148号)

鎌倉時代延応四年 (一二四二) 写、経辨筆、

(奥書) 延応第四之曆暮春為尽之天於西山閑窓ノ奉書写_三求法沙門経辨_一才

(朱書) 天保丙申七月十四日於于十無尽院一交了ノ沙門慧友僧護 六十二

○答三度ノ可飲之欵、頂上_ヲアラヒ、面_ヲス_トキテ後、コレヲ飲、_{云、}貧瞋癡_ヲキヨムルカ、仍真言_ヲヨムコト三返、_{云々}ノ (98〜100行)

本書の句読点は、江戸時代の僧慧友の手で差されたものであつて、その形態が、「、」形であることも、1〜12の鎌倉後期までの句読点「・」と異っている。

以上、本稿では、豊富で多彩な片仮名交り文を所蔵する高山寺経蔵の資料によつて、従来解明が十分行われていなかった中世前半の句読点の実態を報告した。そして、従来不明のままであつた「句読点は、伝統的な仮名文では普通行わず」、「和文の方は古くは句読点を打たなかつたようである」、「漢文訓読文から仮名文へ、句読点がどのようにはいつてきたか」という問題に迫つてみたわけである。その結果、片仮名交り文の句読点は、次の点が伺われるようである。

鎌倉中期頃を境に、漢文の訓点の影響から脱却、そして独立という変遷をたどる。

注

- (1) 『桂庵和尚家法倭点』(明応10年成立、刊本元和10年)
- (2) 『点例』(『益軒全集』卷之一、貝原篤信の編録、元禄16年の序文)
- (3) 『倭読要領』(享保13年刊)
- (4) 『読書点範』(静嘉堂文庫蔵)
- (5) 権田直助「国文句読考」(明治20年、井上頼窓補訂、明治29年)
文部省図書課「句読法案」(明治39年)
文部省国語調査室「くぎり符号の使ひ方(句読法)(案)」(昭和21年)
総理府・文部省「くぎり符号の使ひ方」(『公文用語の手びき』改訂版昭和24年)
文部省国語課「くぎり符号の使ひ方」(『文部省刊行物表記の基準』昭和25年)
- (6) 吉沢義則「親鸞の写語法」(龍谷大学論叢)大正11年10月)
相田二郎「日本の古文書」(岩波書店、上巻・下巻、昭和24年12月、29年10月)
山内育男「表記法の変遷」(『続日本文法講座』2、表記編、明治書院刊、昭和33年6月)
大坪併治(反点の発達)(『訓点語の研究』、風間書房、昭和36年3月)
杉本つとむ「句読法の史的考察——江戸時代の文学作品を中心に——」(『武蔵野女子大学紀要』2、昭和42年3月)
同「蘭化をめぐる二つの新資料——和蘭点例考・蘭字緒言について——」(『武蔵野女子大学紀要』8、昭和50年3月)
同「終止符の論」(『ことばの宇宙』3—7、昭和43年1月)
同『語彙と句読法』(日本語講座4、桜楓社、昭和54年9月)
築島 裕『平安時代語新論』(東京大学出版会、昭和44年6月、28—29頁)
小林芳規「法記法の変遷」(現代作文講座6『文字と表記』、明治書院、昭和52年4月)
宮田裕行「親鸞上人の言語意識——分ち書き・句読点から複合語に及ぶ」(『国語語彙史の研究』2、和泉書院、昭和56年2月)
宗野義方「句読法の歴史」(講座日本語学6『現代表記との史的対照』、明治書院、昭和57年5月)
中田祝夫「日本の漢字」(日本語の世界4、中央公論社、昭和57年6月、第一章「漢字の効用」)

(7) 永野賢「句とう点のうち方」(『言語生活』66、昭和32年3月)

斎賀秀夫「句読法」(『続日本文法講座』2、明治書院、昭和33年6月)

勝本清一郎「近代日本文学の曙」(『現代日本文学講座小説1』、三省堂、昭和37年)

重松泰雄「美妙齋の句読法——四迷への影響を中心に——」(『語文研究』16、昭和38年6月)

字野義方『国語表記の問題』(文部省『国語シリーズ56』、教育図書、昭和38年、『覆刻文化庁国語シリーズ7』、教育出版、昭和49年)

大石初太郎『話しことば論』(秀英出版、昭和46年)

加藤彰彦「符号の働き」(現代作文講座6『文字と表記』、明治書院、昭和52年4月)

大類雅敏「そこに句読点を打て」(栄光出版社、昭和51年9月)

同『句読点活用辞典』(栄光出版社、昭和54年2月)

権島忠夫「現代作家の句読法——表記と文体とのかかわりについて——」(『言語生活』、昭和55年10月)

同「分ち書き・句読点」(『計量国語学』21、昭和37年6月)

土居光知「句読点について」(『日本語の姿』)

加茂正一『パンクチュエイション』

『講座正しい日本語3 表記編』(明治書院、昭和46年)

特集「現代の句読法」(『言語生活』271、昭和49年10月)

特集「日本語の正書法」(『月刊言語』(四巻9号)、昭和50年9月)

特集「句読法」(『ことば』、昭和52年12月)

(8) 小林芳規「表記法の変遷」(現代作文講座6『文字と表記』、明治書院、昭和52年4月)、221頁。

(9) 字野義方「句読法の歴史」(講座日本文学6『現代表記との史的対照』、明治書院、昭和57年5月) 53頁。

(10) 土屋信一「句読点」(『国語学研究事典』、明治書院)

(11) 「中世片仮名文に見られる句切り点について」(第7回鎌倉時代語研究会、於広島大学、昭和57年8月12日)

「親鸞聖人の注釈法(二)——句読点について」昭和57年度新潟大学教育学部国語国文学会、於新潟大学、昭和57年12月5日)

「中世片仮名文の句切り点研究(二)——文節位置施点の文献——(第一回新潟大学教育学部鎌倉時代語研究会研究発表会、於新潟大学、昭和58年5月28日)

(12) 高山寺典籍文書総合調査団研究発表会、於高山寺法鼓台、昭和58年7月13日)

(13) 築島 裕博士の統計による。「高山寺典籍文書の研究」43頁。

(14) 築島 裕「国語学」109、4頁。

(15) 片仮名文・片仮名交り文と、漢文の中に部分的に片仮名が含まれる片仮名交り文を含むの二種が掲載されている。

(16) 時代区分は、以下の如くなされている。平安時代Ⅱ延暦(七八二)〜元暦(一一八四)。平安後期Ⅱ寛弘(一〇〇四)〜応徳(一〇八四)、院政期Ⅱ寛治(一〇八七)〜元暦(一一八四)。鎌倉時代Ⅱ文治(一一八五)〜元弘(一三三二)。南北朝期Ⅱ正慶(一三三三)・建武(一三三四)〜元中(一三八四)・明德(一三九〇)

(17) 小林芳規「高山寺蔵定真本とその国語資料としての価値」(訓点語と訓点資料)64、昭和55年10月)143頁。

(18) 「片仮名交り文の起源について」(「文学研究」第一輯、昭和七年三月)

(19) 『平安時代語新論』(27頁〜28頁)

(20) 小林芳規「高山寺経蔵の鎌倉時代の典籍について」『高山寺典籍文書の研究』、82・92頁)

(21) 注17、148頁。

(22) 第四部七五函30号Ⅱ鎌倉時代寛喜二年(一二三〇)写。第四部七五函28号、43号Ⅱ鎌倉時代中期写。第四部七五函46号Ⅱ鎌倉時代後期写。第四部一一一函282号Ⅱ南北朝期写。第四部一一一函283号Ⅱ室町時代初期写。第四部七五函27号、36号Ⅱ江戸時代末期写。

附記 本稿の資料調査には、高山寺御当局の皆様、又、高山寺典籍文書総合調査団の築島裕博士、小林芳規博士、奥田勲氏はじめ調査団員の方々の御教導を賜った。ここに厚く御礼を申し上げる次第である。更に、高山寺山外本の調査に際しては、天理大学附属天理図書館の皆様、同大学の仁尾雅信氏、大東急記念文庫の岡崎久司氏のお世話をいただいた。ここに記して謝意を捧げる。築島裕博士には、「釈迦如来念誦次第」の御調書をお貸し下さり、それをもとに新たな調査を行うことが出来ました。重ねて感

謝の微意を表すものである。